

対談

兵庫県弁護士会会長

武本夕香子

司法ジャーナリスト・元『法律新聞』編集長

河野真樹氏

●プロフィール

1959年東京生まれ。1978年成蹊大学法学部法律学科入学。1983年法律新聞社入社。編集部記者、編集主任を経て、編集部長（『週刊法律新聞』編集長）を務める。2010年退社、独立。現在、司法関連の言論・投稿サイト「司法ウォッチ」（<http://shihouwatch.com/>）を主宰するとともに、法曹界ウォッチャーとして、ブログ「元『法律新聞』編集長の弁護士観察日記」（<http://kounomaki.blog84.fc2.com/>）を執筆中。

著書：「大増員時代の弁護士～弁護士観察日記 Part1」（共栄書房、2011年）

「破綻する法科大学院と弁護士～弁護士観察日記 Part2」（共栄書房、2011年）

「司法改革の失敗と弁護士～弁護士観察日記 Part3」（共栄書房、2012年）



武本 本日は、遠いところをお越し戴き、ありがとうございます。河野さんは「弁護士観察日記」PART 1 から PART 3 を出しておられ、弁護士とは違った視点から司法制度改革を鋭く観察し、批評して戴いています。是非とも河野さんとの対談を実現したく、急なお願いで申し訳ありませんでした。

河野 とんでもない。本当に光栄です。こちらこそ、ありがとうございます。



まずは法曹人口問題

武本 早速、法曹人口問題ですが、司法試験合格者2,000人が無理だというのは、もう政府の方の意見としては随分と浸透しているとの見方でよろしいのでしょうか。

河野 そう思いますね。まず、最初に私の立場を説明しておきますと、マスコミはすぐ「市民の意識」を付度（そんたく）しますが、私自身はずっと「市民」の立場で弁護士会や法曹界取材して来ました。ですから、一般のマスコミや関係者に比べると、弁護士会での議論や弁護士会の声をよく聞くことが出来る立場にいたんですね。

その意味では、弁護士会の言い分もよくわかる。また、弁護士会の言い分がどのように伝わってないか、どう歪められて伝わっているか、一般の記者よりはよくわかっている部分があると思います。

日刊紙や経済誌の記者と話をしても、やはりそこが基本的にテーマになる。日刊紙の編集委員と、経済誌の記者とでは、経済誌の記者の方がよほどわかる。日刊紙の編集委員は本当はわかっているはずだけど、実は司法審路線に「社」として取り組むという「基本ライン」の上をとにかく走っているんで、話にならないんですよ。

だから、いわゆる大マスコミに触れている

ような一般の人たちに、「改革」の現実が伝わっていない。本来は、市民の立場からしたら見逃せないはずなのに、ある種真ん中にそのまま大マスコミや推進派の論調があるために、本来覚醒すべきことに覚醒していないように見えるのです。

取りあえず、マスコミ報道等によって、市民が認識し始めていることといえば、例えば、「弁護士の数が増え続けている」「弁護士が経済的に相当追い詰められている」、さらには伝えられる増員のメリットよりもデメリットの方、つまりは「弁護士はむしろ警戒すべき存在ではないのか」、「心得違いの弁護士も相当数出て来ているみたいだ」というようなこと。そして、「法科大学院が設立されたらしいが、かなり失敗しているらしい」ということぐらいまでが現実です。

それでも、依然として、大マスコミをはじめ「改革」推進論者は「改革のメリット」を言い続けています。そして、その返す刀で弁護士会の慎重論を批判する。大衆に向かっては弁護士の「心得違い」を大声で説き、市民と弁護士の対立的関係を両者の間に入れて作っているみたいな構図があります。さらに、自ら投げかけた論をあたかも大衆の意思であるように付渡し、弁護士会側につけて、「通用しない論」を言う。その「通用しない論」に影響された弁護士会の内部の方が、今度は会内の慎重論にそれをおつける。

でも、これは、「通用しない」わけじゃなくて、そもそも「伝わっていない」だけという感じがするんです。

武本 いや、おっしゃりたいことは良くわかりません。

河野 ただ、今、合格2,000人ですら無理という認識になりつつあるわけですが、今、改めて確認しておく必要があるのは、そもそも大衆の中に弁護士増員の強い要求があったわけではない、ということです。それこそ1990年代から2000年初頭にかけての改革論議が盛んだった「改革の季節」のような時代に、さまざまな弁護士「足りない論」が言われました。弁護士過疎があるじゃないか、被疑者国選も始

まる、あるいは中小企業にも弁護士をもっと活用する場があるんじゃないか、さらにはプロボノにはもっと弁護士が要るんだというような論調が飛び交った。でも、それは全部「改革」を推進しようとする側が、それぞれの期待感を被せる中で言われただけのことで、大衆の中に弁護士増員の強い要求があったわけでも、本当に弁護士が足りないという意識があったわけでもなかった。局所局所的には色々な要求があったにしても、それは弁護士全体の総数を大幅に増やすこと、増やしたら具体的にどうなる、といったところまで考えた議論では全然なかったと思うのです。

武本 もともと弁護士の大量増員を求める市民の声があったわけじゃないですから。

河野 そして今、3,000人の破綻が明らかになった。「朝日新聞」も、実は3,000人にこだわってきたわけじゃない、などとしらっと言っています。じゃあ2,000人ならどうか、といわれても、もちろん大衆が分かるわけもない。弁護士サイドでさえ、実は2,000人か3,000人かという明確な数字、あるいは1,000人がいいのか500人がいいのかについて答えられる人は少ないでしょう。ましてや市民目線では2,000人や3,000人が良いのか悪いのかも全然わからない。

ただ、多くの弁護士の本音、あるいは実感からすれば、3,000人が2,000人になっても、もうすでに2,000人レベルで、就職難をはじめとした経済的な影響、さらに修養環境の崩壊といった、これだけのことが起こっていますから、このままじゃ何も変わらないという見方が大半でしょう。

そして、この現実が正しく説明されたならば、おそらく一般市民には、「改革」路線に対して、弁護士会が大きく舵を切らないことは理解できないはずですよ。

武本 市民にちゃんと伝えてないというお話ですが、なぜマスコミは市民に現実をきちんと伝えようとしませんか。

河野 正直、私もわからない部分があります。「朝日」の元編集委員の方とお話をした際、「あなたの方の書き方ひとつじゃないか」と私は言い

ましたが、その時彼は、明快な回答ができませんでした。ただ、それこそ中坊さんの時代に「社」としての決定があったからとしか言いようがないと、彼はそう言うんです。実は彼自身、これまで弁護士会の人権擁護活動をたくさん取材していて、そういう活動に取り組む弁護士を、どういった環境が支えてきたのかよく知っており、今の「改革」が、そうした本当に市民のためになる弁護士を存在させなくなる、ということも、本当はよくわかっているんです。

武本 なるほど。

河野 その時、やはり彼らは、組織の人間だということを感じました。「改革」路線が市民のためになると、あるいは弁護士の増員が市民のための改革であり、利用しやすい司法に変わるんだ、あの「理念」は間違っていないといった、強い司法「改革」観、あるいは「市民社会観」のようなものが、「組織」的に存在していることを感じたのです。

武本 では、この「司法制度改革」が市民のためにならないとわかりつつ、違うことを伝えるわけではなく、彼らは本当にこれが素晴らしいものだとして信じて伝えているのでしょうか。

河野 それが、一概には言えない部分もあります。例えば、今は負の側面が色々出てるけど、ある程度それは克服できるはずだという希望的な部分、旗そのものを下げたり、理念が間違っ

ていたとは言えないというメンツ部分もあるようにみえます。

武本 でも、それは、要するにマスコミのメンツの問題であって、本当に市民のことや社会正義を考えてやっているとはどうしても思えません。

河野 思えませんね。先ほどの3,000人の話でも、途中でさらっと論調を変えるんですよ。いや、もともと強引にやろうと思っていたわけじゃないみたいなことを言って、どこかの時点でさらっと乗りかえる。それこそ法曹人口、法曹養成、裁判員制度でも、初めから「負の部分」を極力大衆に覚醒させない、問題意識を持たせないような報道をしてきたのが大マスコミのスタンスだと思います。

弁護士が増えれば使いやすくなるとか、弁護士を増やすことによる競争・淘汰によって質が良化するとか、弁護士費用が低額化するという、ほとんど起こるかどうかわからないことに期待を持たせつつ、「社会の津々浦々」論といった良いところばかりを描いて、「負の部分」については極力伝えない。

それでいて、社会に向かって「あなたは本当に社会の津々浦々に弁護士が登場する社会を求めますか」とも、「いわゆる訴訟社会や小さな身近なことまで弁護士にご厄介になる社会を求めますか」などとも問わない。

武本 今でも日弁連は、身近なもの、小さなことでも弁護士に持ち込んでくださいという路線をずっとやっています。

河野 その点、大マスコミってすごく巧みだなと思うんです。例えば、裁判員制度にしても、大マスコミはもともと市民の中にある抵抗感をわかっていたから「やぶ蛇」になる報道を極力しなかった。その中でも特に抵抗感につながる、裁判員の死刑関与に関して、それこそ制度スタートの直前まで大きくは取り上げなかったのです。そして、直前になってさらっと振った。そういうことをやるんです。

武本 もし、早々に振ったら、議論の中で敬遠意識が高まると思ったんでしょうね。

河野 ええ。裁判員制度についての報道で、「あ



「あなたはプロより素人に裁かれますか」というような投げかけ方も、もちろん一度たりともしていません。ずっと一貫して、非常に巧みに情報は操作されている。ただ、それでも市民は徐々に「改革」の本性に気づき出し、しているとは思いますが。

武本 司法試験合格者数を減らせと言うのは既得権益を擁護するエゴの弁護士で、司法改革を進める人たちは善良なる弁護士だというスローガンが昔ありました。それに対して河野さんはどう評価されますか。司法試験合格者数を減らせと言う弁護士は、自分のエゴでそう言っていると思われませんか。

河野 全くそうは思いません。これまで述べたように本来、これも市民にきちっと伝えればわかる話というべきですが、そもそも資格を緩めて、多くの弁護士を社会に放出したうえで、競争によって質が確保されるなどと言う危うい状態を市民社会が求めるわけありません。本来、市民が求めるものは、あるいは最低限求めるものは、弁護士のバッジをつけている資格者であれば、ほぼ間違いないといった、「資格」が一定の質を保証してくれる安心な出会いです。

数が絞られていることも含めて、厳格な試験の選抜と修習、さらには個別の修養機会を経て、資格の現実的な安全性・安心感が保証されることを市民が求めるのは、当然のことです。規制緩和的な考えから、弁護士を数多く社会に放出すれば競争・淘汰によって良い質が確保されて行くんだという考え方に、本来市民はそんなに同調するとは私には思えません。その淘汰の実害を、自己責任として、依頼者・市民に被せられるということに、多くの市民は、気づいていない。まさか「資格」がそこまで責任を負わないとは、思っていないのです。

武本 なるほど、資格の持つ安心感が市民にとっても大切な意味があるわけですね。この辺で、次のテーマに行きたいと思います。

法科大学院問題について

武本 法科大学院については、失敗だと言われていますが、河野さんもそう評価されているんですよね。

河野 失敗だと思います。

武本 失敗したと評価する一番の現象は入学者数の減少でしょうか。

河野 入学者数の減少はもちろんあります。

武本 それ以外に。

河野 入学者の減少は一つのそれこそ現象にすぎません。例えば「点から線へ」という「プロセスの導入」などと言っても、市民目線からは所詮は参入規制にしか見えない。法科大学院制度が受験資格制度に組み込まれることで、結局残ったのは参入規制だけです。つまり、法曹界を選択しない要因になっていることは、もうはっきりした弊害ですよね。

本来、法科大学院の理念が正しく、一発試験がだめで、プロセスの導入が本当に必要だと言うなら、資格条件を外した「対等な競争」で、ある種の価値を示さなければ、志望者も社会も、本当にこの制度が必要である、という評価にはつながらないと思います。

武本 法科大学院で学ぶ価値を示せるかどうかの問題ですね。

河野 そうです。利用者にすれば、お金と時間をかけても学ぶ価値があると。それこそ法曹になってからも、「いや、さすがに法科大学院ルートだ」「こうじゃなかったら通用しない」といわせる、価値の競争で勝利すればいいわけで、それをしないで最初から強制化する枠組みというのは、これはどう考えてもおかしいと思います。

武本 そもそも法科大学院は、大量増員ありきで、法曹養成の手段として考えられたもののはずです。

河野 ところが、今の状況では、何かもういびつになった法科大学院制度を支えるために司法試験合格者数も維持しなきゃいけないという転倒した論調になっています。

だから何が失敗かと問われれば、もはや利用者たる志望者が、はっきり法科大学院の価

値を見抜いてしまっていて、その結果、法曹界に人が来なくなるという最悪の状況になりつつあるということに尽きると思います。

武本 若手の弁護士は法科大学院を経てきた人たちで、「司法試験合格者数を減らしましょう」と言うと、何か自己否定をされる気持ちになるとの声を聴くんですが、それについて河野さんはどう思われますか。

河野 そういう現象はあると思います。実は私がパネラーとして呼ばれた弁護士会主催の集会で法科大学院卒業生とミニディスカッションをやりました。その時、主催者側はそれこそ法科大学院教育についての赤裸々な意見を期待していましたが、やはり彼らは言えないのです。その場では、やはり自分たちを生んだ新法曹養成制度について何も言えない。だけど、後の懇親会での話では、「私たちも一弁護士として制度の問題に対する声を上げていいのかな」といった本音も聞かれるのですが。

武本 自分個人の問題、あるいは自分の知り合いが受験生だという問題と、制度をどうすべきかというのは、別問題ですよ。

河野 別問題です。でも、「おまえらは改革の恩恵で弁護士になれたんだろう」という言い方もされる。それは彼らにとってはやはりつらい切り口だと思います。

武本 弁護士になった以上は、プロとしてのスキルアップをして、頑張っ立派な弁護士になって欲しい。恩恵を被っただろうなどと後ろ指を指されないように。その上で制度は制度として、別問題として考えて欲しい。果たして現状の2,000人の合格者数を続けて本当に良いのか。その点を切り離して考えて、思い切った行動に出て欲しいと思うんですが、難しいでしょうかね、それは。

河野 ロースクールを出た方で、発言されている方は、もちろんみんなそういう意識だと思います。「言う資格がない」などと批判を受けたとしても、言うべきことは言うという立場でしょう。私は、むしろロースクールを支持されてる既存の弁護士の方から、そんな発言が出ることを非常に見苦しく感じます。

武本 残念ですよ。

河野 品性を疑います。

武本 司法改革推進派は、法科大学院を卒業したら、法的知識もきちんとして人格的にも素晴らしい法曹になれると主張しているわけですから、その人たちに向かって、改革の恩恵を被っているとか、何か特別に君たちは得をしているじゃないかといった言い方で若い弁護士を追い込むのは、非常に問題があると思いますね。

河野 もちろん志望者の意見としては、いや、数を絞られるのは困ると。一旦広がった門がまた狭くなって、自分たちが入れなくなるという意見がないわけではありません。ただ、それに置き替えるのはおかしいと思いますけどね。

武本 誰でも弁護士になれて、そこから自然淘汰されて、結局、経営がうまく行かない、生活ができないという人を大量に生み出す制度が良いのか。それとも、なかなか試験には受からないが、受かって真面目に仕事すれば経営も生活もできる制度が良いですかと。そう問われたら、就職先がちゃんとあって、独立後も何とか経営が成り立つ世界、そのかわり試験を通るのは難しいという、その方が、長い目で見たら受験生にとってもメリットが非常に大きいと思うんですが。

河野 ええ。まさにそうだと思いますね。

予備試験について

武本 法科大学院を守るために予備試験の受験に制限を設けるべきじゃないかという議論が出てきていますが、それについて河野さんはどう思われますか。

河野 これも全くおかしい議論ですね。有り体に言ってしまうと、生き残らんがためにするような議論としか言いようがない。法科大学院の価値が問われなきゃいけないのに、要するに強制化することで人を動かそうとする。初めからそうなんですが、この予備試験冷遇策にしても、これは、この司法「改革」で目にするようになってきている根本的な問題だと思っているんです。つまり、強制しないと利用さ

れなくなるという脅威。その脅威に基づき強制誘導制度。裁判員裁判もまさにそうです。

例えば、予備試験と法科大学院を対等に扱ったうえで、彼らが2年間の法科大学院教育の価値を認めさせられるならそれで良いじゃないかと。ある法科大学院関係者に話を伺うと、こうした法科大学院のあり方、あるいは無理を認識していても、そうした内部での議論にはならない、できない最大の理由は教員の「失職」、やはり彼ら個人個人が持っているポジションを失いたくないことが最大の障壁だということです。だから、それはもう不可能だと。彼らが切腹するような議論は結局できないと。

武本 でも、それってすごく御都合主義的だと思うんですよ。

河野 御都合主義もいいところです。

武本 弁護士は競争しろと。法科大学院は競争させないで擁護しろというのでしょうか。弁護士は自由競争して失職するのも勝手だけれど、自分たちの職だけは守ろうというのは、すごく御都合主義的だと思いますね。

河野 それは大マスコミもそうなんです。じゃあ、そこでちゃんと競争させればいいじゃないかという点について、マスコミはここでも抑制的な報道しかしない。法科大学院に多くの税金が使われていることについても抑制的。ネガティブに覚醒するようなところは全て抑制的な扱いです。要するに強弱をつけてうまく報道しているわけです。

武本 なるほど。あと、予備試験の受験を制限すべきという議論の中で、予備試験を制限しなければ法曹養成の給源の多様性が損なわれるとか、さらには、予備試験合格者数を減らさなければ司法試験合格者数全体を減らせとは言えないという議論がありまして、要するに、予備試験の受験制限をして合格者数を削減しなければ、年間の司法試験合格者数を削減しろとは言えないという、そういう議論をしている人がいるんです。

河野 正直、意味がよくわかりません。

武本 河野さんが理解できないのは、私にはよくわかります。



法科大学院卒業組にも予備試験合格組にも、全く同じ司法試験を受けさせて、上位から何人という形で合格者を取りますから、論理的には、予備試験の受験制限をせずに、逆に予備試験の合格者数を増やしたとしても、全体として司法試験合格者数を減らすことはできるんですよ。

河野 それで、何か不公平や不都合がありますか。

武本 私もよくわからないのですが、それはムード作りなんです。司法制度改革を始めたときの、「改革に反対する弁護士は既得権益擁護のエゴ弁護士だ」というレッテル張りと同じように、間違っただけでもそれがあたかも正論であるかのような雰囲気づくり。それを何度も垂れ流すことによる「洗脳」でしょうか。

河野 それは言えますね。

武本 司法試験合格者数を減らすべきとの危機意識を持った人たちに対し、予備試験受験者あるいは予備試験の合格者も減らさないダメですよという言い方をしている。

河野 私にはその論調の狙いがよくわかりませんが、会内の合格者減を求める声に対して、あんた方の意見は通用しなくなるよ、減員論はできなくなるよと、こう言いたい、と。

武本 そうです。予備試験の受験者や合格者数を無制限にすると、司法試験合格者数を減らすという減員論は通用しなくなるよって、はっきりそう言うんです。それは非常に巧妙なレトリックを使っていて、実は、弁護士の中で

も旧試験を受けた人たちは今の制度のことをあまりよく把握していません。それで、予備試験ルートと司法試験合格枠と法科大学院ルートの司法試験合格枠が別々にあるようなイメージで、予備試験を増やしたら全体の枠が増えてしまうよ…という言い方です。

河野 それは全く間違いですね。

武本 ちょっとわかっている人には通じませんが、実は、みんな予備試験ルートと法科大学院ルートがどういうシステムで、最終の司法試験合格者数にどうつながるか、正確に理解している自信がないので、そこを突いて、あたかもそういうふうに言われるのです。

河野 いや。私はその論調は知らなかったですね。なるほど。

武本 そういう論調が今、実は弁護士会の中でも湧き起こっています。

河野 それって、結局、最終的に予備試験に対する要求をおさめさせようとしているのか、減員論をおさめさせようとしているのか。

武本 もう減員論は仕方ないと思っているんです。司法改革推進派も法科大学院の関係者も。法曹人口ではもう勝負はついている。だから減らしましょうと。でも法科大学院ルートの合格者を減らしたくないので、予備試験の受験者あるいは合格者数を何とか人為的に減らしたいと考えています。そこで、予備試験の合格者数を増やすと減員論は通用しなくなりますよと。だから予備試験の合格者数を減らしましょう、予備試験に受験制限を設けましょう、という論調です。

河野 普通に見れば、結局、私がさっき言ったように、こだわるべきはやはり価値だと思うんですよ、そのプロセス、彼らがあれだけ旗を振った、掲げたプロセスの価値です。

確かに、予備試験は経済的・時間的理由で法科大学院を利用できない人のための例外ルートだと、そこを強調すれば、言ってみれば「抜け道論」につながる。しかし、実際問題として、はっきりと経済的なもの、時間的なものを含めて法科大学院の価値を認めていない人々がいる。その人々が予備試験を選択して、「価値」のなさがある種実証し、実績を

作ったわけです。実績として法科大学院と同等程度のレベルの予備試験を選択し、クリアした。このことは、法科大学院というプロセスの価値を、社会に対して提示できていないことを意味するわけです。社会的に価値が認められなかったことについては、不問にするという考えがわからない。まず議論のスタートはそこだと思えます。

武本 はい。私もそう思います。

河野 あれだけの理念を掲げて始めたことですが、蓋を開けてみて、法曹人口にしても法曹養成にしても、さすがにもう実験の結果は出た。だから、実験の結果が出ていないかのように、理念を掲げ続けること自体、全く理解されないことだと思いますけどね。

武本 そうですよ。

河野 とにかく法科大学院を存続するための議論でしかない。

武本 まさに、そのためなんです。

河野 言ってしまうと、もう頭ごなしに、志望者が何を考えようが何をしようが、とにかくもう絶対的に「プロセス」が正しいんだと。だから、どんな手段を使っても法科大学院を残し、プロセスを残し続けることがこの国のためなんだ、という姿勢にしかみえません。もちろん、それが本気でこの国のために言っているのかも含めて、もはや理解が、得られるとも思えません。

例えば、先程も少し申し上げたように、多額の税金が法科大学院につき込まれているといった、国民にとってわかりやすい話は全然伝わっていません。たまさか予備試験にしても法科大学院制度にしても、国民の大きな関心事ではない、ということで、ある意味、大マスコミを含めた推進論は救われているわけで、本当に「朝日」がこれを伝えたならば、およそ国民に理解されるようなレベルの話ではない。一体、誰のための「改革」なのか、と。

武本 法科大学院志望者は減っているけれど、予備試験受験者数だけはどんどん増えてて、それに対する危機感というのは非常にあります。だから、今、予備試験を出来るだけ制限

して法科大学院1本にしようという流れの中で、予備試験合格者の方々は経済的に恵まれた方ばかりです。本来法科大学院ありきで、経済的に恵まれない人のためのルートである予備試験がもう実態と合わなくなってきたらと喧伝されています。

それと、皆さんのおっしゃる減員論は正しいけれども、予備試験ルートを絞らない限りは司法試験合格者数を減らせとは言えないですよという誤った動きがある…と申し上げましたが、恐らく日弁連もそういう方向で動いてると私は見えています。

法曹の給源の多様性という意味では、予備試験はむしろもっと開放して、たくさんの受験者の中から選んでいくと。そこで初めて人権を託す、市民の負託に値する法的知識を身につけた人たちだけが選ばれるという、それが大切だと思うんですね。

河野 予備試験の制限をして、このまま法科大学院を残すと、これまで以上に法曹界が選択されなくなるという意識はないのでしょうか。志望者が復帰してくるといったシナリオが一体今の話のどこにあるのか、わかりません。

武本 そのあたりは、彼らも本当にそう思っているわけではないでしょうが、それでも一定層、法曹になりたい人はいるだろうと、経済的に恵まれている人もいるだろうと見込んでいるのだと思います。ただ、予備試験をどんどん増やしていったら、法科大学院に通わないでみんな予備試験ルートを使ってくるから、法科大学院は潰れると思っているようです。

河野 今回の検討会議の議論の経過の中で、法科大学院側がある種方針を変えて、定評のある法科大学院つまりは旧司法試験体制の合格上位校だけが生き残る体制にシフトし直して、彼らが生き残るための合格ラインとして、3,000人の旗を下げて逃げ切れるという読みが立ったから、ひとまず2,000人堅持だということになっているのではないかと。

今のお話で、例えば、もし予備試験を制限しないと、彼らも生き残れなくなる。彼らにも、そういう危機感があるということですね。

武本 はい、おそらくは。むしろ上位校の人たちが予備試験ルートから合格していったるようですから。

河野 そうすると、予備試験を潰したら、その優秀な方々が嫌でもお金を払ってこっちに回るようになるということですね。

武本 実際、予備試験合格者数のかなりの割合が、法学部生か法科大学院生なんです。

河野 そうですね。

武本 だから、予備試験ルートを潰さないと、法科大学院を途中で退学して、学費を納めずに予備試験ルートから法曹になってしまう。

河野 素朴な疑問なんですが、彼らの「抜け道論」でよく言われる、本来は「経済的な事情」って言うんだけど、その具体的な境目というのは全くわからない。

例えば、本当に貧困層のような「事情」をイメージしてしまうけれども、この時間とこの額をかけるだけの価値や余裕はないから予備試験を選んだ人たちはどうなのかと。それだって立派な「経済的な事情」だと思うんですが。

武本 そこはもう本当に誤ったイメージを植えつけてますね。

河野 イメージですね。それこそ私は、本来、社会的な理解が得られる話ではないと思います。

武本 そうですね。それでは、次のテーマに移らせていただきます。

法曹有資格者の活動領域の拡大について

武本 法曹有資格者の活動領域の拡大というのが、今の検討会議の中でも特別の部会をつくって議論をされていますが、河野さんはそのあたりについてはどうお考えですか。

河野 やはり一番わからないのは弁護士会の姿勢です。もちろん司法審は法曹有資格者ということではなく、あくまで「法曹」という括りで始めたんですが、大量の弁護士を社会に受け入れられるのか、あるいは弁護士の「受け皿」という問題が顕在化したら、途端に「法曹有

資格者」という形に枠を広げるという話になった。それは法科大学院にとっては苦し紛れの話のようにみえます。弁護士になっても妙味がないという志望者の方々に、あたかも「法曹有資格者」という枠を提示して、弁護士の就職難云々じゃない、とっているようにとれる。

それをなぜ、今、弁護士会が曖昧にしているのかが分かりません。あれほど弁護士の受け皿や社会進出を言ってきた弁護士会が、「法曹有資格者」という曖昧な議論になぜ加担するのか。やはり法科大学院存続のためなのか。すごく根本的なことですが、結局、何が求められているのか。弁護士なのか、司法修習なのか、司法試験合格なのか、法科大学院修了なのかというところが曖昧になりつつあります。

武本 法曹有資格者の定義が明確ではないんですが、日弁連は、今のところ司法修習を終えた人たちを法曹有資格者と言っています。

河野 そうですね。

武本 私は、おそらく近いうちに、法曹有資格者の定義が曖昧にされて、法科大学院を卒業した人たちを法曹有資格者と呼ぶように、議論のすりかえが行われていくだろうと見ています。

河野 検討会議の取りまとめで出てきた法曹有資格者も、もう何の注釈もなく法曹有資格者と書かれていた。あそこでも司法試験合格と

か、司法修習終了とかは、はっきり書かれていませんよね。

武本 はっきりさせてないです。

河野 そうですよ。

武本 だから、そこでの議論を見ると、修習修了者ではなくて、むしろ河野さんのおっしゃったような法科大学院の修了者という文脈で話をされています。だから、推進会議で言われている法曹有資格者の定義と日弁連で言う法曹有資格者の定義、今は実は違うんです。日弁連が推進会議や検討会議で言われている法曹有資格者の定義を合わせてくる、平仄(ひょうそく)を合わせてくるだろうと私は見えています。

河野 日弁連は本気で弁護士登録は要らないと考えているんですか。私はその意味がわからない。

武本 そこはあえて議論をしていない。それは、やはり弁護士自治や非弁の問題などが出てくるので、あえて避けているように私には見えます。

河野 そうすると、自治のもと弁護士会の監督下にある弁護士と、そうでない法曹有資格者という存在を弁護士会が認める、ということになるわけでしょうか。

武本 そこをはっきりとは認めてしまいたくないので、あえて議論を避けてるんだと思います。

河野 一方で、弁護士の就職難という問題があり、弁護士の受け皿を考えているときに、そこを曖昧にするような法曹有資格者の議論を弁護士会自身が行うのは、それこそよくわかりません。

武本 司法改革を進めてきた人たちからすると、司法試験合格者数を減らせということは口が曲がっても言えない。法科大学院も潰れてしまうので、司法試験合格者は減らしたくない。

じゃあ、弁護士の就職先はあるか、仕事はあるかということ、事件数は毎年右肩下がりに下がっていて、弁護士が2倍にふえても事件数は逆に3割以上減っている現実の中で、司法試験合格者を生み出しても弁護士になる芽がなくなってきたのが弁護士の目からも明らかです。



そうすると、その両方の欲求を満たす方策として、弁護士登録はしないけれども、司法試験は合格し、司法修習も終えた、そういう人たちが法の支配を社会の隅々にというスローガンを代替してくれるからそれで良いのだと。だから司法試験合格者数を減らさなくて良いのだというふうに持っていきたいのでしよう。

じゃあ、弁護士自治は、非弁との絡みはどうなるのか。そこはあえて目をつぶっているんじゃないかと。要するに、臭いものには蓋をして、そこの議論をあえて見なかったことにしているんじゃないかと思えます。

河野 今注目されている自治体採用の問題では、例えば宮城県富谷町では弁護士登録を前提としない職員の採用を求めているのに対し、弁護士会が強く登録を迫っている。つまり、法曹有資格者で片づけられちゃ困るんだと、あくまで弁護士でやってもらいたいと言っているわけです。

武本 それはやはり弁護士登録しないと弁護士会が把握も懲戒もできなくなりますから。

河野 そうですね。

武本 そこで法律業務を行ったら、非弁として取り締まらないといけないという問題が出てきてしまう。要するに、あちこちでひずみが出てくる。

河野 だから、弁護士会としては、法曹有資格者について、早晩はっきりと立場を明らかにすべきだと私はずっと思っていました。そういう形で曖昧に落ちつくような話にはとても思えません。

武本 だから、やはり司法制度改革は根本的に間違っていたんだと、もうかじを逆に切るんだと言い切ってしまう限りは、あちこちで理論なり現象のほころびができていて、それを取り繕うのも既に限界に来ていると私は思います。

河野 そう、その通りだと思います。

■ 弁護士会をめぐる諸問題

武本 河野さんから、弁護士会に問いかけたいことがございましたら。

河野 やはり弁護士自治の問題ですね。「改革」をどうするかという問題は確かにありますが、同時に、弁護士自治あるいは強制加入をどうするのが今迫られていると思います。有り体に言ってしまうと、「改革」の問題を解決する、止めるのが早いのか、弁護士自治が崩壊してしまうのが早いのか。そういうところまで来てるように私は思います。私は30年ぐらい弁護士会を見てきて、これほど弁護士自治や強制加入に対する、会内の不満が高まった時代は、これまでになかったと思います。

会長も共著の「司法改革の失敗」という本で、鈴木秀幸弁護士は、司法制度改革によって生じた問題は、6点に集約されるとしています。大まかにいうと、(1) 法学部や法科大学院に人材が集まらないこと (2) プロフェッションとしての素養を身につける余裕が法曹になくなったこと (3) 弁護士過剰のため、無理やり仕事を集めて収入減を食いとめる意図的な動きが出たこと (4) 単価が低い仕事に振り回されることにより委員会活動やボランティア活動ができないこと (5) いわゆる弁護士の不祥事が増えたこと (6) 裁判所、検察庁との関係で官尊民卑のような姿勢が再現したこと。

そして、日弁連や各弁護士会、弁護士の指導層にあたる人たちは、そもそも弁護士過剰による弊害を分かっていたのに、国民に正しい情報をきちんと伝えなかった、あえて口に出さなかったのではないかという問題も示されています。

あるとき、私がこの問題をネットで取り上げました。私が言いたかったのは、むしろ後半の部分の、わかってやったんじゃないかというところだったのですが、ネット上での弁護士の方の強い反応は、意外にもこの「ボランティア」という部分でした。司法改革によって弁護士、弁護士会のボランティア活動が少なくなったという描き方はおかしいと。

つまり、弁護士にボランティアを強制するような前提がおかしいんだという強い反論が返ってきて私は驚きました。

一方で、いわゆる新興法律事務所の方々や、頭からビジネスとして割り切ってる方々の中には、弁護士会の人権擁護活動そのものももうボランティアだという表記もありますが、私の頭の中では、弁護士会の人権擁護活動はボランティアじゃないと思ってきました。弁護士会の人権擁護活動は、本来業務であって、弁護士の使命としては当然やらなきゃいけないこと。それ以外のことじゃなきゃボランティアじゃないんじゃないかと。そういったことを私は書いたんですが、そうすると、何で我々弁護士がボランティアをしなきゃいけないんだという反応が返ってくるわけです。

何故そういう意識が生まれているのかは、もはや明らかなことで、一方で司法改革が弁護士に競争や淘汰の中で生き残ることを求めているのに、他方で何故ボランティアを弁護士に押しつけるんだと。つまり、公益活動やプロボノの義務化とか、会費に対する不満と相まって、結局、弁護士会の姿勢は、彼らにとっては矛盾でしかない。司法改革の推進をすることとボランティアを押しつけることは、彼らの中では両立し得ない、要は自治は彼らにとって、もはや撤廃してほしい規制ということなのです。

ただ、彼らの立場に立てば一見もつものようでも、市民の立場からすれば、弁護士会がそうなってしまうのが果たしていいのかどうかという問題があります。

かつて当然のように受けとめられた弁護士自治や、そのための強制加入という意義から、弁護士会員の意識がもはや遠くなりつつある。これは、弁護士会の改革推進派の方々にとってかなり想定外のことだと私は思いますが、それに対する危機感が改革推進派の方々に今一つあるとも思えない。

嫌な見方をすれば、彼らはわかってやっているかもしれない、と時々思います。この先、弁護士自治が弱体化したり、あるいは強制加入が外されたりしても、それを構わないとは

言わないけれど、そういった危険も十分わかった上で、司法改革の今の流れに固執しているのではないかと。

武本 司法改革に賛成してきた弁護士の中には、本気で弁護士の数を増やせば委員会活動も活発化し、弁護士によるボランティア活動も盛んになると信じていた方々はいらっしやいます。

河野 いらっしやいます。

武本 その方々も、もうそれは間違いであったと、今はわかってらっしゃるでしょう。だから、今も推進をされている方々は、もうボランティアが衰退しようと構わないと割り切っているかどうかは別にして、そういう方向の考え方だと私は思っています。まず市民にとってどうなのか、という河野さんの問いかけがありましたが、弁護士の本質的な意義というのは、むしろ委員会活動なり公益活動にこそある、と私は思うんですね。

我々弁護士は、社会正義を実現し、基本的人権を擁護するという、大義名分をあくまでも掲げて、それに向かって活動するというのが存在意義だと思うんですね。だから、それを衰退させるわけにいかないし、そのためには弁護士自治を外すことも絶対にできない。

他の士業には、法律の目的のところをそういう規定は掲げられていませんから、他の士業の人たちは、要するに各自の本業としての営業的活動さえすれば、別にそれで士業としても義務を果たしたことになるわけですが。

じゃあ、改革推進派の人たちはどう考えているのかというと、1つの可能性として、アメリカ的なボランティアのあり方を考えているのかもしれない。アメリカの弁護士も、一部のたいへんお金持ちの人と、弁護士としては生計が成り立たず他の職業に就いて身を立っている多くの人たちに二分されていますが、じゃあボランティアはやってないかということ、アメリカの弁護士も実はボランティア活動はやっています。大ローファームのすごい何百億、何千億ともうけている人たちが、若い人を雇ってその人にボランティアをさせたりとか、あるいは仕事を若い人たちに

下請に振って、自分がそういった活動をしているとか。

日本も既にそうなっていて、東京の大弁護士会の弁護士会長の多くは巨大ローファームの渉外事務所の先生方です。一般の町弁的弁護士はボランティアしなくて結構だと割り切っている部分もあるのかもしれませんが。

ただ、それが成り立つのは東京か大阪ぐらいで、他の地方では全然もたない。だから、大阪もなかなか難しいと思いますが、東京と大阪以外の弁護士会では、もう公益活動自体が衰退し、弁護士自治崩壊に向かわざるを得ないと私も思っているのだから司法改革自体を再改革していかないといけないと思います。

河野 嫌な感じがするのは、法曹人口や法曹養成について、私たちの言うような問題意識を持っている弁護士でさえも、強固な自治を持つ弁護士会という存在、弁護士会に対する拠点意識といった点については同意できない方々もいらっしゃるわけですよ。ある意味、そこで袂を分かってしまう方々も結構いる。だから、弁護士会の理事者の立場というのは、これからますます厳しいと思うのが、一方で改革の問題に対処しながら、他方で会員のそういった意識とどう向き合うのかというあたりです。

武本 そこはもう本当に悩ましいところで、私ももうどう解決していけばいいかなと頭を悩ませています。

河野 これが全部の解決になるかどうかかわからないんですが、会費負担の問題だけでも、日弁連や弁護士会がもう少し前向きに踏み出せないのでしょうか。例えば、相当に問題意識を持っている弁護士でも、会費減少イコール弁護士会の衰退というか、弁護士自治の衰退と捉えていらっしゃる方もいます。会費が本当に弁護士会の原動力なんだというのわかりますが、若手だけじゃなくて、全体的な意味で弁護士会費の減額という具体的な方向は今までほとんどなかったような気がするんですが。

武本 いえ、各地でこんな高い弁護士会費は納め



られないという声は出てきてます。当会でも3年前に会費を3,000円減額して、3年の時限立法だったんですけど、次年度も当然にそれは更新をして、さらなる会費減額をできないかという検討もする予定です。ただ、先ほどのボランティアのお話の中で、弁護士会の多くのボランティア活動の中には有償のボランティアもあって、それは弁護士会費から「タコ配当」をしているわけですね。

河野 なるほど。

武本 今まで出していた支出を止めてしまうと、今度はその活動が衰退してしまうので、そういう意味からすると、そう簡単に減額ができるかということ、東京・大阪といった大弁護士会なら可能でしょうけれど、我々のような中規模単位では結構きつい。簡単な問題ではないんですね。

河野 これは素人考えかも知れませんが、会務のリストラはもうできないのですか。日弁連レベルで言えば委員会費がこの10年間で5億円くらい増えているわけですが。

武本 会務のリストラも実は難しくって、というのは、刑事の可視化の問題だとか、民事司法改革の問題だとか、家事手続法の改正だとか、この10年間にどんどん新しい問題が湧き起こってきて、会員が増えただけ事務的経費も増えますし、それに伴って問題も噴出してきて、会務が増えることはあっても減ることがないのが現状です。

河野 ただ、これはもう傍から見ている意見かもしれないけども、日弁連の活動費の原資としては、入会時の登録費と毎月の会費に95%ぐらいを依存しているということからすれば、弁護士会員が増えてそれなりに経済的にも潤ってるんじゃないかと思いきや、増えたら増えただけ会務活動も広げなきゃいけないという、それでもやれるんだという感じが弁護士会の中にあるから、どんどん挙げた手をおろせなくなって、会員の負担は一向に減らないじゃないかという声もあります。

武本 だから、「一揆」の声が上がって、それでも下からの突き上げで変わっていくということはあり得るでしょうね。

河野 しかも、ここで要になるのが、正にボランティアというか拠点意識というか、弁護士会の意義にかかわる部分で、その感じ方に濃淡があって、重要に感じてない人たちからすれば、自分たちの生活のことを考えたら、という話にどうしてもなる。

もし仮に、日弁連会長選挙でそれを本格的な公約として本格的な会務リストラと会費減額を掲げる人が現れたとしたら、どうなるのかということ投げかけてみると会員の中には、十分勝ち負けになるという見方もあります。

武本 でも、そうすると、もう弁護士自治はなくなってしまいう危険性もあります。

河野 なくなってしまう。

武本 すると、今度はもっと大きな価値を失う。

河野 そういうことです。だから、そうなる前に何とかしなきゃいけないところに来ていると思います。弁護士会の会員の意識の問題として。

すごく雑駁な言い方をすれば、たいへん熱心に弁護士会の会務活動をやっている方がいて、やや無関心層と、それからそれをある種承認してきた方々が大量にいて、彼らは、やはり強制加入団体という枠組みもあるから、彼らを承認しようと言ってきた。正直、今までは、総会に出て「異議なし」って手を挙げてきた方々にしても、結局積極的にそれを支持し、関与してなくても、それを承認してき

た方々で支えられてきた団体だったような気がするのです。

それが、もはや自分の生活にかかわる、生存にかかわるようなことを突きつけられたときに、そう簡単に承認とは言えなくなるという凶なんだと思うのです。

じゃあ、どうすれば良いかって言われれば難しいんだけど、それこそ会費だとか会務負担の問題をどこかで何とかできないか。何かこのまま行くと、取り返しのつかないことになると思います。私は、弁護士自治は今までどおりであった方が良いという立場ですが、若手弁護士にとって、もはや当然に意義ある存在ではなくなってきている。もはやそういうところまで来ているようにみえます。

武本 そうですね。

河野 極端な話ですが、このまま弁護士自治が全部なくなってしまうくらいなら、刑事弁護だとか、国家賠償などについての弁護士登録制度、あるいは弁護士会をつくって、そこに確固たる自治を認めさせて、そこだけは最後の牙城として立てこもる。一般民事しかやらない弁護士については、任意加入の弁護士会をつくり、自治を放棄するような選択肢はないのか——。そんなことが、ある弁護士との間で議論になりました。

もちろん、そんな極端な形は簡単に認められないのですが、そうでもしなかったら丸ごとなくなるんじゃないかという危機感はあっても良いように思うのですが。

武本 そうですね、残念ながら、そのリスクはあるでしょうね。

河野 それが何年後なのか。その前に本当に司法改革についての大反省がなされて、日弁連をはじめとする弁護士会が、大きな舵の切り直しをするなら、また流れも変わるかもしれません。今は、非常に危ない状況だと私は思っています。

武本 私たちも、悲観的になってはいけない、まだまだこれから頑張らなきゃいけないと思っています。

本日は、長時間、貴重なお話をありがとうございました。

河野 すみません、言いたいことばかりしゃべりまして。

武本 いえいえ、たいへん刺激的な意見交換になりました。ありがとうございました。

河野 こちらこそ、ありがとうございました。

